

令和8年 8 月 6 日

大津市公営企業管理者
南 堀 弘 様

大津市ガス特定運営事業等検証委員会

委員長 草 薙 真 一

大津市ガス特定運営事業等に係る令和7年度モニタリング結果に関する答申について

当委員会は、令和8年7月24日に、大津市ガス特定運営事業等に係る公共施設等運営権者が行った業務の実績について、貴市が実施したモニタリング結果を検証しました。

また、モニタリング結果、提出資料及び説明に基づき、運営権者の経営状況、要求水準の達成状況その他必要な事項について、検証しました。

つきましては、当委員会の意見・助言等を別紙のとおり答申します。

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和8年7月24日

対象年度	令和7年度	対象期間	自 至	令和7年4月1日 令和8年3月31日	本市確認日	令和8年7月3日
モニタリング事項	1. 経営・財務等に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	■ 有り □ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、要求水準書や提案事項等を基に着実に実施されており、レベル1以上に該当する事象は発見されなかった。 公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）の令和7年度営業損益については、昨年度に引き続き黒字であった。これは、「プラス割料金」の大阪ガス電気とのセット割引や、既存のガス料金プランにガス警報器等の設置とガス機器の一次駆けつけサービスを付加した「あんしんだブル料金」の積極的な勧誘など、経営努力に取り組まれていることによるものである。 事業毎では、ガス小売事業については、上記経営努力に加え、勘定外ガス量の増加に伴う仕入高の減少などの要因により、計画より増益となった。 附帯業務については、昨年度の赤字から黒字転換した。これは、令和7年度より新たな覚書により単価が改定されたことや委託作業費が減少したことが主要因である。 任意事業については、売上高が販売費及び一般管理費を下回ったものの、営業利益及び経常利益はいずれも百万円単位では0百万円となっている。営業利益は事業計画と同水準であり、著しい収支悪化は認められない。 その他、地元企業への優先発注や地域イベントへの参加、市内在住者の継続雇用など、地域経済や社会貢献活動を積極的かつ適切に実施されていることを確認した。 本年度の現地モニタリングについては、関連規程の整備状況や業務実施状況等について本社事務所にて確認を実施し、各チェック項目について、適切に実施・管理できていることを確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	□ 指導 □ 勧告 □ 命令 □ その他（ ）			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和8年7月24日	
意見・助言等	令和7年度については、昨年度に続き営業黒字であったこと、また、市のモニタリング結果、提出資料及び説明を踏まえて確認したところ、会社経営上の重大な問題は見受けられない。このことから、運営権者の経営状況については、適正に維持されているものと評価するとともに、本事項に係る市のモニタリング結果は適切であると判断する。 ガス小売事業については、他小売事業者や代替エネルギーとの競争など、引き続き厳しい環境が見込まれることから、市においては、今後も、顧客数やスイッチング件数などの動向を注視しながら、運営権者の経営状況を適切にモニタリングしていただきたい。 附帯業務については、令和7年度からの新たな覚書に基づく単価改定や委託作業費の減少により黒字となっており、一定の収支改善が図られているものと認められる。今後も、収支の安定化を図るとともに、人員確保や人材育成を含め、保安体制の強化に努めていただきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和8年7月24日

対象年度	令和7年度	対象期間	自 至	令和7年4月1日 令和8年3月31日	本市確認日	令和8年7月3日
モニタリング事項	2. ガス小売に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	■ 有り □ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、本市によるモニタリングの結果、要求水準書や提案事項等に基づき着実に業務が実施されており、レベル1以上に該当する事象は確認されなかった。 ガス小売事業については、厳しい競争環境が続く中、前年度に引き続き黒字となった。営業施策としては、大阪ガスの営業部署の主導の下、ハウスメーカー、ゼネコン及びデベロッパー向けの営業活動を継続するとともに、電気とのセット割引、既存のガス料金プランにガス警報器等の設置とガス機器の一次駆けつけサービスを付加した「あんしんダブル料金」の推進など、顧客の利便性向上に向けた取組が継続して実施されていることを確認した。 また、需要家保安業務においても、業務用換気警報器の無償取付を進めており、設置顧客は676件、設置率は92.2%となっている。前年度から設置件数及び設置率が向上しており、提案書に記載された提案業務についても着実に進められていることを確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	□ 指導 □ 勧告 □ 命令 □ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和8年7月24日	
意見・助言等	本事項について、市のモニタリング結果、提出資料及び説明を踏まえて確認したところ、運営権者により、競争力を保った営業活動や顧客サービスの向上に向けた取組が継続して実施されている。 また、厳しい競争環境の中、顧客数の増加と黒字の確保が図られていることに加え、令和7年度ガス保安功労者経済産業大臣表彰（ガス小売事業者の部）を、都市ガス小売全面自由化後に新規参入したガス小売事業者として初めて受賞するなど、ガス小売事業に係る運営権者の取組が外部からも評価されている。 これらの状況を踏まえると、本事項に係る市のモニタリング結果は適切であり、ガス小売事業については、要求水準の達成状況に問題はなく、適正に実施されているものと評価する。 運営権者においては、今後も厳しい経営環境が続くことが予想されるが、引き続き顧客基盤の維持・拡大と顧客サービスの向上に努め、市民が安全かつ安心して利用できるガス小売事業の実現を期待する。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和8年7月24日

対象年度	令和7年度	対象期間	自 至	令和7年4月1日 令和8年3月31日	本市確認日	令和8年7月3日
モニタリング事項	3. ガス導管業務に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☒ 有り ☐ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、本市によるモニタリングの結果、要求水準書や提案事項等に基づき着実に業務が実施されており、レベル1以上に該当する事象は確認されなかった。 各種モニタリング書類及び各報告会等において、業務の履行状況を確認した結果、需要家からのガス導管業務に関する苦情や業務履行不備に伴う事故等は確認されなかった。 また、検査・点検に関する業務についても適切に履行されており、教育訓練については、計画時期の変更はあったものの、計画に基づき実施されていることを確認した。 加えて、令和7年6月から令和8年2月にかけて実施した現地確認においても、要求水準に規定する人員体制のもと、各種業務要領に従って適切に業務が遂行されていることを確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和8年7月24日	
意見・助言等	本事項について、市のモニタリング結果、提出資料及び説明を踏まえて確認したところ、特段の指摘事項は認められず、ガス導管業務は適正に実施されているものと認められる。 また、保安の確保、業務履行状況、事故・苦情等の発生状況を踏まえても、要求水準の達成状況に重大な問題は見受けられない。 これらの状況を踏まえると、本事項に係る市のモニタリング結果は適切であり、ガス導管業務については、要求水準の達成状況に問題はなく、適正に実施されているものと評価する。 運営権者においては、正社員の採用や大阪ガスネットワーク株式会社への出向による実務研修など、保安部の体制強化及び人材育成に継続して取り組まれている点について評価できる。 今後も、市民が安全で安心して都市ガスを利用できるよう、市と運営権者が連携を図り、保安水準及び技術力の維持・向上に努めていただきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和8年7月24日

対象年度	令和7年度	対象期間	自 至	令和7年4月1日 令和8年3月31日	本市確認日	令和8年7月3日
モニタリング事項	4. LPガス業務に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☐ 有り ☒ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、本市によるモニタリングの結果、要求水準書や提案事項等に基づき着実に業務が実施されており、レベル1以上に該当する事象は確認されなかった。 各種モニタリング書類及び各報告会等において、業務の履行状況を確認した結果、需要家からのLPガス業務に関する苦情や業務履行不備に伴う事故等は確認されなかった。 また、検査・点検に関する業務についても全て履行されていることを確認した。 教育訓練については、計画時期の変更はあったものの、計画に基づき実施されていることに加え、1名が液化石油ガス設備士の資格を取得しており、技術力の維持・向上に向けた取組が進められていることを確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和8年7月24日	
意見・助言等	本事項について、市のモニタリング結果、提出資料及び説明を踏まえて確認したところ、運営権者の業務実績に重大な過失、事故、苦情等は見受けられない。 また、保安部の体制強化に向け、継続して社員の新規採用を行うとともに、それぞれの経験に即した教育訓練や国家資格の取得など、体制強化に取り組まれている。 これらの状況を踏まえると、本事項に係る市のモニタリング結果は適切であり、LPガス業務については、要求水準の達成状況に問題はなく、適正に実施されているものと評価する。 今後も、市民が安全で安心してLPガスを利用できるよう、引き続き市と運営権者が連携を図り、保安水準及び技術力の維持・向上につなげていただきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和8年7月24日

対象年度	令和7年度	対象期間	自 至	令和7年4月1日 令和8年3月31日	本市確認日	令和8年7月3日
モニタリング事項	5. 水道業務に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☒ 有り ☐ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、本市によるモニタリングの結果、要求水準書や提案事項等に基づき着実に業務が実施されており、レベル1以上に該当する事象は確認されなかった。 各種モニタリング書類及び報告会等において、業務の履行状況を確認した結果、需要家からの水道業務に関する苦情や業務履行不備に伴う事故等は確認されなかった。 また、検査・点検に関する業務についても全て履行されており、教育訓練については、計画時期の変更はあったものの、計画に基づき実施されていることを確認した。 加えて、給水装置工事主任技術者資格を2名が、配管技能士3級資格を1名が取得しており、必要な技術力の維持・向上に向けた取組が進められていることを確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和8年7月24日	
意見・助言等	本事項について、市のモニタリング結果、提出資料及び説明を踏まえて確認したところ、需要家からの水道業務に関する苦情や業務履行不備に伴う事故等は認められず、検査・点検に関する業務についても適切に履行されている。 また、教育訓練については、計画時期の変更はあったものの、計画に基づき実施されており、国家資格の取得など、技術力の維持・向上に向けた取組が進められている。 これらの状況を踏まえると、本事項に係る市のモニタリング結果は適切であり、水道業務については、要求水準の達成状況に問題はなく、適正に実施されているものと評価する。 今後も市民が安全で安心して水道を利用できるよう、引き続き市と運営権者が連携を図り、技術力及び業務履行水準の維持・向上につなげていきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和8年7月24日

対象年度	令和7年度	対象期間	自 至	令和7年4月1日 令和8年3月31日	本市確認日	令和8年7月3日
モニタリング事項	6. 非常時及び緊急時の対応に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☒ 有り ☐ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、本市によるモニタリングの結果、レベル1以上に該当する事象は確認されなかった。 令和8年2月12日に南船路において口径300mmの橋架管の漏水事故が発生した。本件については、企業局警戒対策本部体制のもと、漏水調査の段階から市と運営権者が緊密に連携し、断水、応急給水、対象地域等への周知及び緊急修繕に係る一連の対応が適切に実施された。これにより、市民生活への影響をできる限り抑えながら、迅速かつ安全に対応が進められたことを確認した。 また、特定地下室等に係る訓練、企業局の防災訓練への参加、給水活動訓練、緊急呼び出し訓練など、非常時及び緊急時の対応力強化に向けた取組が継続して実施されていることを確認した。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他（ ）			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和8年7月24日	
意見・助言等	本事項について、市のモニタリング結果、提出資料及び説明を踏まえて確認したところ、令和8年2月12日に発生した南船路（みなみふなじ）における橋架管漏水事故については、市と運営権者が緊密に連携し、必要な対応が適切に実施されたことを確認した。その結果、市民生活への影響をできる限り抑えながら、迅速かつ安全に対応が行われたものと評価する。 また、特定地下室等の訓練、企業局の防災訓練への参加、給水活動訓練、緊急呼び出し訓練など、非常時及び緊急時に備えた取組が継続して実施されている。 これらの状況を踏まえると、本事項に係る市のモニタリング結果は適切であり、非常時及び緊急時の対応については、要求水準の達成状況に問題はなく、適正に実施されているものと評価する。 非常時及び緊急時の対応業務は、発生頻度は少ないものの、市民生活への影響が大きい重要な業務であることから、今後も、市と運営権者が継続して連携を図り、非常時及び緊急時における対応力の維持・向上に努めていただきたい。	

大津市ガス特定運営事業等モニタリング結果報告書

【本市モニタリングの結果】

令和8年7月24日

対象年度	令和7年度	対象期間	自 至	令和7年4月1日 令和8年3月31日	本市確認日	令和8年7月3日
モニタリング事項	7. 任意事業に関する事項					
モニタリングの内容及び書類等	別紙 大津市ガス特定運営事業等 モニタリング確認チェック表のとおり					
現地確認の有無	☐ 有り ☒ 無し ※有りの場合：モニタリング確認チェック表の備考欄を参照					
概況及び確認結果	本事項については、本市によるモニタリングの結果、レベル1以上に該当する事象は確認されなかった。 任意事業については、収支はおおむね均衡しており、会社経営及びガス小売事業への悪影響は認められず、大きな苦情等も確認されなかった。 なお、事業開始当初から実施されている「大阪ガスの電気」の代理店販売については、運営権者のガス供給区域内における令和8年3月末時点の契約件数が18,641件となっている。ガス小売の自由競争下において、顧客サービスの向上及びガス顧客の確保に寄与しているものと評価している。 また、ガス小売事業に付随・関連する広告事業については、広告媒体となる資産を有効に活用し、新たな財源の確保を図るとともに、市民サービスの向上や地域経済の活性化に寄与しているものと捉えている。					

【運営権者への指導等】 ※大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書P.18～

対応日 (通知日等)		対応No.		※指導等の経過管理は、 別紙の経過一覧を参照
区分	☐ 指導 ☐ 勧告 ☐ 命令 ☐ その他 ()			
契約内容 未達事象	本モニタリング事項について、契約内容未達事象は確認されなかった。			
是正内容				

【大津市ガス特定運営事業等検証委員会による本市モニタリングの検証結果】

委員会検証日	令和8年7月24日	
意見・助言等	本事項については、市のモニタリング結果、提出資料及び説明を踏まえて確認したところ、運営権者により、電気の代理店販売業務等の任意事業が実施されており、契約数も順調に伸びている。 電気の代理店販売業務については、他社へのスイッチング防止策として有効な手段となっていることに加え、市民に対するサービス向上にもつながっているものと認められる。 これらの状況を踏まえると、本事項に係る市のモニタリング結果は適切であり、任意事業に係る業務実績については、重大な問題は認められず、適正に実施されているものと評価する。 運営権者においては、引き続き、市民に対するサービス向上の観点から、積極的に任意事業を企画し実施していただくことを期待する。 市においては、現在実施されている任意事業及び今後企画される任意事業について、引き続き適切なモニタリングに努めていただきたい。	